

福彩支援ニュース 第15号

2017.5



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582



3/17前橋地裁判決、 国・東電の賠償責任を認定 さいたま訴訟は裁判長交代 被害の全体像の論証へ

次回期日は

2017年5/24(水)!

15時開廷 ★傍聴希望の方は、14:20までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第15回期日(2017/3/22)報告

福彩支援事務局

3月22日の第15回期日では、傍聴席がほぼ満席となりました。皆さま本当にありがとうございました。

期日に先立つ3月17日、全国で提訴されている福島原発関連集団訴訟のうち、はじめての判決が前橋地裁で下されました(原道子裁判長)。判決は、津波の襲来と全電源喪失は予見できたとして、国と東電の賠償責任を明確に認めましたが、賠償額は、被害の全体像を正當に評価したものとは言えない低額に抑えられています。

3月22日の福島原発さいたま訴訟(福彩訴訟)第15回期日では、冒頭で国・東電が、原告側の意見陳述に異議を唱え、裁判所側に却下される一幕がありました。

第4次訴訟から参加された女性原告の意見陳述は、聞くものの胸に迫りました。

原発事故による死の恐怖、赤ちゃんを抱えての避難。夫は福島での最前線の仕事で初期被曝推定1000ベクレル以上との診断。住めないマイホームにローンを払い続けなければならない無念。行く先々での中傷、差別、心痛。そして、3月末での借り上げ住宅の打ち切りで精神的、経済的に追い詰められ、福島へ戻る決断をしたこと。「このような事故が二度と起こらないよう、公正なご判断を」と訴える原告の、涙ながらの意見陳述を、国と東電は葬り去ろうとしたのです。

福彩訴訟は第1回期日から脇由紀裁判長が担当していましたが、**5月24日の第16回期日より裁判長が代わります**。前任の脇氏は、現地検証や専門家証言の可能性に触れていましたが、新しい裁判長がそのあたりをどう判断するか、まだわかりません。

皆さまの熱いご支援によって進められている「公正な判決を求める署名」は、**6,016筆**（4月25日時点）にのぼっています。年度末の裁判官の移動を懸念して、提出の時期を検討していましたが、拙速を避けて正解でした。切り札となる署名は、裁判長が代わった訴訟後半に向け、**一万筆をめざして拡大していきたい**と思っています。皆さま引き続きご協力ください。

<http://fukusaishien.com/archives/549>

なお判決後の動向が注目されていた群馬訴訟は、被告（国・東電）、原告（70名ほど）の双方が控訴しました。千葉訴訟は9月、なりわい訴訟は10月に判決が予想されています。

福彩訴訟も、新しい裁判長が登場する5/24（水）の第16回期日が、訴訟後半の行方を考える上で重要な期日となります。ぜひ、次回も傍聴席が満席となりますよう、さいたま地裁へ足をお運びください。

◎ 次回以降の期日（於：さいたま地裁）

5月24日（水）午後3時

7月19日（水）午後3時

第15回期日 原告代理人弁護士意見陳述書（全文）

平成26年（ワ）第501号ほか

原告 30世帯99名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

代理人意見陳述

平成29年3月22日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉廣慶子外

※ **編集者注**：紙幅の都合で、以下の意見陳述書が前提としている準備書面の掲載を割愛しています。ご諒承ください。

第1 第37、38準備書面について

第37と38準備書面は、本件事故と原告らに発生した損害との間の因果関係があることを主張する書面です。

被告らは、本件事故から発生することが相当と考えられる損害について、賠償する責任を負います。ここで、「相当」といえるかどうかは、通常の一般人が持ち得た情報をもとに、避難の時点で、避難を考えたことが、社会常識的に合理的といえるかどうかを基準として、判断されなければなりません。そこで、これらの書面では、原告らの避難行動が、社会常識に照らしても合理的であったということを説明しています。

我が国は世界で唯一の被爆国であり、放射性物質の健康被害の重大さは、広く一般に知られていました。その一方で、原子力発電に関する専門的な知識や技術は、被告国と原子力事業者が独占しており、一般人である原告らは、被告らが適切な事故防止対策を行っていることを期待するほかありませんでした。このような状況の中、ひとたび原発で重大な事故が発生し、大量の放射性物質が放出される事態となれば、目に見えない放射性物質の影響から逃れるために、多くの住民が避難行動を取ることは、社会常識からして当然の反応です。当時の報道や、放射性物質の計測値などからすれば、福島県のどの場所が安全かもわからない状況だったのですから、避難指示区域内に住んでいた原告も、そうでない原告も同じく、避難をしたことには相当の合理性があったというべきなのです。

第2 第39準備書面について

3月17日、前橋地方裁判所で、福島第一原発事故により群馬県に避難している原告らが、国と東京電力に対して損害賠償請求を行った事件の判決がありました。この判決では、被告国と東京電力の両者に、避難者に対する賠償責任を認めました。第39準備書面は、その内容を分析し、埼玉での本件訴訟における原告らの主張との関連を指摘するものです。

1 まず、前橋地裁判決は、被告らが予見すべきであった津波は、福島第一原発の「敷地地盤面を超える程度の津波」であるとしました。また、このような津波が発生する可能性があるとして被告国及び東京電力が認識することができた時期は、いわゆる「長期評価」が公表された平成14年（正確には、「長期評価」が公表されてから数ヶ月後）であるとされました。

そして、被告国の責任については、被告国は、原子力事業者に対して必要な規制を行う権限を行使すること

ができたのであり、この規制権限は適時かつ適切に行使されなければならないとした上で、平成14年には長期評価の知見に基づき、福島第一原発の敷地高を超える津波が到来しうることを予見しえ、津波に対する脆弱性を認識しておいたにもかかわらず、被告国が被告東京電力に対して本件事故を防ぐための措置を講じさせるための規制権限を行使しなかったことは、著しく合理性を欠き違法であると断じました。

また、被告東京電力に対しては、平成14年には事故を引き起こす津波の発生を予見しえ、その後平成20年には現実にその到来を予見していたにもかかわらず、必要な措置を行わなかったことは、特に非難するに値する事実であると批判しました。

2 本件事故と避難による損害との因果関係については、通常人ないし一般人の見地に照らして、生活の本拠の移転が本件事故との関係で法的に相当であるといえるかどうかを検討するとしたうえで、当時の報道の内容や放出された放射性物質の量や実効線量等が判然としない状況等からすれば、避難指示の基準となる年間20mSvを下回る被ばくによる健康被害を心配して避難をすることも、合理的な行動といえることができるとしました。そして、避難指示を受けずに避難をした原告についても、本件事故と損害との因果関係を認めました。

これら、前橋地裁判決が判断した内容は、本件訴訟でも、原告らがこれまで主張してきたことと同趣旨のものであります。

しかし、その一方で、本件事故によって侵害された原告らの法的利益を「自己決定権を中核とする平穏生活権」と限定的に捉え、損害額の認定は、低額にとどまりました。この判決が評価した損害額は、郷里を追われ、避難生活を強いられている避難者らの損害の全体像を評価したものであるとは言えません。

埼玉の本件訴訟においては、本件事故によって侵害された原告らの法的利益は、その居住していた地域において平穏で安全な日常的な社会生活を奪われた精神的苦痛や、避難生活による精神的苦痛をも包摂した包括的利益としての平穏生活権であると主張しています。これは、前橋地裁判決が判断した「自己決定権を中核とする平穏生活権」よりも複合的な利益であり、その損

害の評価が同判決と同じということはありません。

今後、原告らは、本件事故により原告らが被った損害について、具体的に詳細を論じていく予定です。

以上

第15回期日 原告意見陳述書 (全文)

平成26年(ワ)第501号等 損害賠償請求事件
原告 30世帯99名
被告 国, 東京電力ホールディングス株式会社

原告意見陳述書

2017(平成29)年3月22日

さいたま地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告 Mさん(第4次訴訟から参加)

1 はじめに

私は、福島第一原発事故が起きるまで、福島県の広野町で、夫と長女の3人で生活していました。原発事故が発生し、大量に拡散した放射性物質による健康被害を避けるため、仕事で福島を離れられない夫を残し、長女と2人だけで埼玉県に避難し、その後、夫と合流して、いわき市内の借上住宅で避難生活を続けてきました。今月いっぱい借上住宅の支援が打ち切られることに伴い、広野町に戻ることにになり、現在、引越をしているところです。

2 原発事故前の生活

原発事故が起きる前の生活について少しお話いたします。

私も夫も広野町で生まれ育ちました。近くに互いの実家があり、学生時代の友人との交際もあり、夫は広野町役場の職員、私は小学校の支援員をしていました。原発事故の前の平成20年2月には、念願の自宅を新築しました。自宅は、300坪の敷地で、庭でブルーベリー、スイレン、ハーブ類など様々な植物を育て、海にも近く、四季折々の自然の恵みがありました。

夫婦の願いがかない、平成22年4月に、長女が誕生し、新しい自宅で家族3人、正月、雛祭り、七夕、十五夜、クリスマスなど季節のイベントを大切にしながら過ご

し、家族の将来を思い描き、長女が1歳になる平成23年4月から二人目の子どもを授かる準備をすることに決めていました。

3 原発事故の発生と埼玉への避難

福島第一原発の事故は、このように新しく動き出した私たち家族の平和な日々を、突然、根こそぎ奪ってしまいました。

3月11日の地震発生後、夫は、役場職員として住民の避難にあたらなければならず、私は、まだ10か月の長女を連れて、実家の親たちと避難しました。当時は、夫も私も携帯電話を持っていなかったため、相談もできず互いの安否を確認することもできませんでした。

12日未明ころ、原発が危険でみんなが逃げている話を聞いたので、避難場所を求めて移動を始めました。この日の夕方、夫が同僚の携帯電話を借り、私と一緒に避難していた叔父宛に電話をかけてきてくれました。夫は、「原発が爆発したが、組合の役員である私と3人の同僚は、避難を拒否している町民を全員避難させるまで、町長と一緒に最後まで残ることになった。最悪、私は放射能の影響で死んでしまうかもしれないが、あなたと長女が避難してくれれば、安心して、残った住民の避難対応ができるから、気にせず逃げてほしい。」と電話の向こうで泣いていました。あときのショックは今も消えず、思い出すと涙が出ます。その後、避難場所を探して移動しているうちに車のガソリンが少なくなったので、ガソリンの確保も考えて、いわき市内のホテルに宿泊しました。

13日、さらに遠くへ避難することになりましたが、私たちは、着の身着のまま自宅を出て財布さえ持っていなかったため、恐怖を感じながら、広野町の自宅に必要な物を取りに戻りました。広野町役場の前は、消防車や自衛隊の車でいっぱい、国道も裏道も、どこまでも車の列で、見たこともない異様な光景の中を、夫を残し後ろ髪を引かれる思いで、広野町を脱出しました。

すでに放射性物質が拡散していたわけですが、私たちは、どこに逃げるのが安全なのかもよくわからず、車を走らせ、車内が暑くなって一時窓を開けたままにしましたが、今も、このことを後悔し続けています。その後、平田村の避難所に入りました。仕切りもない

場所で長女に授乳しなければならないのが恥ずかしく、また、長女の夜泣きがあるので隅に場所を移動しましたが、他の避難者に迷惑をかけていると思い、肩身が狭く申し訳ない気持ちでいっぱいでした。

危険なので、さらに遠くに避難した方がいいということになり、3月18日、埼玉県三郷市の避難所へ移動しました。

4 埼玉での母子避難と福島に残った夫の状況

三郷市では、初めは体育館で過ごし、床には、次第に畳が敷かれ、スペースが割り当てられ、班が決められていきました。避難所内で胃腸炎が流行し、私と長女も感染して隔離室に入りました。

長女の前歯で片方の乳首が傷付いてしまい、母乳で育てていたため市販のミルクは飲んでくれず、離乳食も嘔吐し、仕方なく、飲み過ぎで出なくなったもう片方の母乳を与えたり、市販のゼリーを与えたりしましたが、初めての子育てであった私は、これでは栄養失調で死なせてしまうのではないかと不安に怯えていました。

赤ん坊を抱えた私を周囲の人が気遣ってくれましたが、例えば、避難者が交代で行う配膳当番に、長女の面倒を見ていて協力できないことがあり、陰口をたたかれ、肩身が狭く居場所がないと感じたりしました。5月から、さいたま市内の旅館に滞在させていただきました。このころから、夫は、ほぼ毎週末、無理をしても、車で片道3時間かけて、福島から娘に会いにくるようになりました。

旅館のみなさんにとってもよくしていただきましたが、近所の住民から、実は赤字を出して避難者家族の支援をされているとお聞きして、大変申し訳ない気持ちになり、借上住宅の応募開始と同時に申込み、8月からさいたま市内の借上住宅に入居することになりました。

他の避難者家族から離れ、1歳の長女と二人だけの生活が始まりました。すぐ会える親戚や友人もおらず、避難者だと知られたくないので引きこもりがちになり、平成24年1月ころまでほぼ誰とも会わず孤独な日が続きました。借上住宅の狭い部屋で、長女の泣き声が隣近所に迷惑をかけるのではないかと気になり、ストレスから長女を怒りすぎたりと、自分は母親失格だと思う日が続きました。夫は、原発避難に伴う業務の増加で鬱になった同僚の分の業務と原発事故後の対

応に追われ残業が続く状態の中で、毎週末、無理をして車で往復6時間行き来していましたが、その夫が交通事故を起こさないかという不安、慣れない単身生活での食生活や健康面の心配、夫と離れ離れとなり大きく狂った第二子の出産計画のためもう第二子を授からないのではないか、夫は役場での責任もあり離職することは考えられずこのまま離れ離れとなり離婚することになるのではないかと、長女が内部被ばくで将来がんを発症しないか、福島県の人間ということ、将来、白い目で見られて就職や結婚で不利になるのではないかと、放射能が広野町から消えることはなく町が元の状態に戻ることはないのではないかなど、一人で将来のことを色々考えて悲観的になり死のうかと考えたり、精神的におかしくなるのではと思うことが何度もあり、夜中に一人で泣き、気持ちがだるくて起きられない日が続きました。

福島に残った夫は、いわき市内の借上住宅に単身で入居し、原発事故直後から、パトロールや住民の避難等の対応に追われ、平成24年1月からは、他の課に先駆けて、広野町の庁舎で勤務するようになり、平成24年の夏の被ばく検査では、初期被ばくが推定1000ベクレル以上という結果でした。

私は、平成24年2月から長女を週3日無認可保育所に預けることができ、夏ころから顔を出し始めた避難者の交流会でも知り合いが増えてきて、少しずつですが、気分転換ができるようになりました。

5 避難を続けることの難しさや葛藤について

私たちは、原発事故のため生活の基盤を失い、家族が離れ離れになりました。

しかし、自分たちの状況を、わかってもらうのはとても困難でした。

例えば、原発事故前に新築した広野町の自宅のローンを、避難中も払い続けなければなりませんでしたが、近所の人には、「そんなの、誰にでもあるわよ。」と言われ、お金を払っているのに家に住めず、そのため家が劣化していく、その理不尽さがわかってもらえないと、悲しくなりました。

また、避難指示区域以外から避難していた自主避難の友人が、避難指示区域内の避難者の人から、「自主避難の人は家に帰れていい。」「自主避難の人には自分た

ちの気持はわからない。」と言われたことがありました。避難指示区域内の人の苦しみもわかりますが、放射線から子どもを守るため、賠償金もほとんどなく、行政の支援もなく周りや自分の家族との確執を感じながら意を決して避難をしている自主避難の人の立場を思うと、すべては原発事故が原因なのに、なぜ避難者同士が対立しなければならないのかと、胸が痛みました。

平成24年3月、広野町に出されていた避難指示が解除され、私たちは、やむにやまれず避難させられたというのに、自主避難という立場に変わりました。

まだ1歳の長女が放射線に被ばくするリスクを考えると、自宅がある広野町はもちろん、夫が避難中のいわきへも、本当は帰りたくありませんでした。

しかし、「まだ戻れる状況ではない。」と言えば、「帰りたい人の邪魔をするな、復興の妨げをするな。」と中傷され、「県外に避難して近くにいない人には広野を語る資格などない。」と言われ、県外避難は悪いことなのかと悩み、福島からの広報が届くたび復興に参加できない自分が責められているように強く感じました。加えて、単身で慣れない生活を続ける夫が毎週末埼玉といわきの遠距離を往復する負担やリスク、日々成長していく長女の子育てに関われない夫の辛さ、埼玉といわきの二重生活による家計の圧迫など、遠く離れ離れの生活を続けることはもう限界でした。

6 埼玉からいわき市への転居

そのため、幼少の長女のことを考えると本当は、いわき市であっても帰るべきではないと思いつつも、平成24年11月、私と長女は、夫のいるいわき市に転居することになりました。

原発事故から1年半以上がたち、長女と2人だけの母子避難が終わり、いわき市で、ようやく家族3人で生活できるようになりました。

しかし、予想はできたことですが、いわき市では、賠償金への嫉妬など、埼玉に避難しているときよりも、避難者への厳しい目がありました。私の親が住む仮設住宅では金品が盗まれたり、車が壊されたこともあり、避難者への不満をあちこちで聞きました。「広野は帰れるでしょう。」「今住んでいる住宅は無料なんだよね…」と言われたこともありました。そのため、肩身が狭く、自分たちが避難者で、特に、広野町の住民だと

いうことを嘘をついて隠し、びくびくして生活する毎日が続きました。

7 広野町への帰還

いわき市での避難生活が4年を超え、原発事故から6年になり、政府による借上住宅の支援が、今年の3月いっぱい打ち切られることになりました。

広野町は、まだ医療や教育などのインフラの整備も不十分で、広野小学校の入学予定者は事故前の3分の1の25人程度です。原発事故は町を一度殺したのだと私は思っていますが、中でも、子どもが安心して育つ環境や教育環境を壊したことは致命的で、悔しくてなりません。

広野町には、いわき市以上に山林等があり、未だ除染されていない場所も多く、除染が終わった自宅周辺でも、放射線量が高い場所もあります。この春、小学校に入学する長女は、遊び盛りで砂利や土、植物を触ったりするので、本当は、以前と変わらず放射線の影響が心配でなりません。

その一方で、私たちの人生において避難している時間とお金は非常に無駄で、早く家に帰って庭を整備し家を修理したいという思いもあり、いわき市の借上住宅から広野町の職場へ往復約100キロを毎日通勤している夫の事故も心配であり、悩み続けてきました。

様々な迷いや葛藤がある中で、借上住宅の支援も打ち切りとなり経済的負担も大きくなることから、今月末、広野町の自宅に戻ることにしました。

8 最後に

原発事故は、広野町での私たちの生活を根底から壊してしまいました。

私の本当の願いは、事故が起きる前の、子どもたちも安心して生活できる自然豊かな広野町を返してほしい、私たちの生活を元に戻してほしいということです。原発事故さえ発生していなければ、私たちは地震の被害を修復し、もっとずっと早い時期に、自宅に戻り、原発事故前の生活を取り戻すことができたはず。夫と離れて暮らすこともなく、いわき市で不妊治療を受ける必要もなく、今ごろ第二子を育てられていたかもしれません。

原発事故さえなければ、避難者同士が対立させられたり、放射線や避難や帰還のことで、様々な悩みや葛藤、苦しみを抱え続けることもありませんでした。

今後、借り上げ住宅の打ち切りによって自宅には戻りますが、それは決して安全だと実感したからということではなく、精神的にも経済的にも、状況的にも追い詰められたからです。その悩みは、時を経ても発生当初からほとんど変わっておらず、これからもずっと私たちを死ぬまで苦しめていくと思います。

東電と国は、その責任を怠って原発事故を発生させ、町を一度死なせてしまったのだと私は思っています。今の町の状況から元に戻ることができた姿を見るのは、私が生きている間に果たして可能なのだろうかと言え思います。

賠償金を払ってすべてが解決できるということはありません。過失を認めて謝罪していただくことや情報の開示は当然のことです。それだけではなく、自分たちがどのようなことをしたのか、構成員一人一人にきちんと受け止めていただき、こういった状況の中でどのような姿勢であるべきかなど改めて実感し実践していただきたいと思います。もっとできることはあるはず。私たちの心を逆なでするのではなく、真摯な対応をしていただきたいと思っています。

裁判官の皆さんには、人間の生活を破壊し、終わりのない、耐えがたい苦痛を生む、このような事故が二度と起こらないよう、公正なご判断をしていただきたいと心より願っています。

以上

3/17 前橋地裁判決の要旨

2017年3月18日 東京新聞朝刊記事

* 福彩訴訟原告弁護団は、3/17の群馬訴訟判決について、被害の全体像が十分判決に反映されていない不満はあるが、東電と国の責任を同等に認め、「責任論」を勝ち取ったという点で意義がある、と評価しています。全国の損害賠償請求訴訟を考える上でも重要な内容です。

【事故原因】

津波が到来し、6号機を除く各タービン建屋地下に設置された配電盤が浸水し、冷却機能を喪失したことが原因。

【予見可能性】

東電が予見できた津波の高さが、原発の敷地地盤面を

超える津波と言えれば予見可能性を肯定できる。

東電は、1991年の溢水事故で非常用ディーゼル発電機(DG)と非常用配電盤が水に対して脆弱と認識していた。

国の地震調査研究推進本部が策定・公表する「長期評価」は、最も起こりやすそうな状況を予測したもの。2002年7月31日に策定された長期評価は、三陸沖北部から房総沖の日本海溝で、マグニチュード(M)8クラスの地震が30年以内に約20%、五十年以内に約30%の確率で発生すると推定した。原発の津波対策で考慮しなければならない合理的なものだ。公表から数カ月後には想定津波の計算が可能だった。東電が08年5月ごろ「敷地南部で15・7メートル」と試算した結果に照らし、敷地地盤面を優に超える計算結果になったと認められる。

東電は、非常用電源設備を浸水させる津波の到来を、遅くとも公表から数カ月後には予見可能で、08年5月ごろには実際に予見していた。

【結果回避可能性】

配電盤の浸水は、給気口から浸入した津波によるものだ。(1)給気口の位置を上げる(2)配電盤と空冷式非常用DGを上階か西側の高台に設置する——などいずれかを確保していれば事故は発生せず、期間や費用の点からも容易だった。東電は高台周辺で堆積物調査を行い、津波が浸水すると考えにくいことを知っていた。

【侵害利益】

原告が請求の根拠とする平穏生活権は(1)放射性物質で汚染されていない環境で生活し、被ばくの恐怖と不安にさらされない利益(2)人格発達権(3)居住移転と職業選択の自由(4)内心の静穏な感情を害されない利益——を包括する権利だ。請求根拠に健康被害や財産権侵害は含まれていない。

【慰謝料算定の考慮要素】

原発施設は一度炉心損傷になると、取り返しのつかない被害が多数の住民に生じる性質がある。

国と東電の非難性の有無と程度は考慮要素になり得る。東電は(1)常に安全側に立った津波対策を取る方針を堅持しなければならないのに、経済的合理性を安全性に優先させたと評されてもやむを得ないような対応だった。(2)津波対策を取るべきで、容易だったのに、約一年間で実施可能な電源車の高台配備やケーブルの敷設という暫定的な対策さえ行わなかった。(3)規制当局から炉心損傷に至る危険の指摘を受

けながら、長期評価に基づく対策を怠った—と指摘できる。東電には特に非難に値する事実があり、非難性の程度は慰謝料増額の考慮要素になる。

(賠償水準となっている)国の中間指針は多数の被害者への賠償を迅速、公平、適正に実現するため一定の損害額を算定したもの。あくまで自主的に解決するための指針で、避難指示に基づく避難者と自主避難者に金額の差が存在しても、これを考慮要素とするのは相当でない。指針を超える損害は最終的には裁判などで判断される。

【個々の損害】

原告個々の損害は、平穏生活権侵害で精神的苦痛を受けたかどうかを検討する。慰謝料は、侵害された権利利益の具体的内容と程度、避難の経緯と避難生活の態様、家族の状況、年齢、性別などの一切の事情を考慮するのが相当。

【国の責任】

国は(耐震性を再確認する)バックチェックの中間報告を東電から受けた07年8月の時点で、それまでの東電の対応状況に照らせば、東電の自発的な対応や、国の口頭指示で適切な津波対策が達成されることは期待困難という認識があった。国は規制権限を行使すれば事故を防げたのにしなかった。著しく合理性を欠き国賠法上、違法だ。

規制権限がないという国の主張は、事故発生前から津波対策を取り扱っていた実際の国の対応に反し、不合理で採用できない。国の責任が東電と比べて補充的とは言えず、国が賠償すべき慰謝料額は東電と同額だ。



当会呼びかけ人も務められた

ひだしゅんたろう
肥田舜太郎さんが逝去

軍医として広島県の爆心地から6kmで被爆し、その後70年以上、被爆者の医療と核廃絶に尽力された肥田舜太郎さんが、3月20日、百歳で逝去されました。

肥田さんは当会の呼びかけ人も務められ、2015年春の自主上映会で発言を予定されながらかかいませんでした。肥田さんは白血病などの後遺症とともに、体内に取り込まれた放射性物質による「内部被ばく」の危険性を早くから指摘。国側が「詐病」と主張した原爆

症認定訴訟では原爆投下後に広島、長崎市内に救援に入った人々について、残留放射能やほこりを吸い、体内に入る放射性物質による内部被ばくの影響について証言されました。こうした経緯から、肥田さんは福島原発事故でも内部被ばくの脅威を訴え、その救済のために力を尽くしてこられました。在りし日のお姿を偲び、心より哀悼の意を表します。



「太陽の蓋」自主上映会の報告

福彩支援事務局

3月5日、当会をはじめ8つの市民団体の協賛と埼玉弁護士会の後援による「映画「太陽の蓋」自主上映会＋福彩訴訟原告・弁護団アピール」を行いました（会場：さいたま共済会館）。有料入場者は106名で、会場の椅子が足りなくなる盛況でした。

映画は、2011年3月11日の東日本大震災からその後の福島原発メルトダウンに至る一連の経過を、首相官邸でのやりとりを中心に、ドキュメンタリードラマとして描いたものです。

実行委員長の猪股正弁護士は「この6年間でこの国は変わったのか。事故の教訓は生かされたのか。原発の再稼働、避難指示の一方的解除、自主避難者の住宅支援の打ち切りといった一連の政策は、避難者の姿を見えなくさせ、社会の関心を希薄化させている。年々減っていた被災者のストレス度が、今年になって増加している。原発事故を忘れさせてはならない」と訴えました。

福彩訴訟弁護団を代表して発言された吉廣慶子弁護士は、「福彩訴訟の原告は自主避難者が半分以上。事故を風化させてはならないし、“事故の時にどう頑張ったか”ではなく、“事故の前にどうしたのか”、そして

“事故の後にどうしたのか”を問い、国と東電の不作為の責任を追求していく」と決意を述べました。

また現在、福島県郡山市で教員として働きつつ、家族をさいたま市に“自主避難”させている福彩訴訟原告は「わたしのおじはラバウル航空隊の生き残りだったが、当時の体験を死ぬまで語らなかった。語ればロマンになってしまうからだ。最悪の事態を避けるために福島原発事故で多くの人が頑張ったのは事実だが、それを美談にしてはいけない。

福島の放射線量がもとに戻ったわけではない。甲状腺がんの増加が疑われると、検査自体が縮小されたり、重大な問題がつぎつぎと隠されている。現状では、“安全”を信じられないし、帰ることができない。それなのに、“自主避難者”が「わがまま」をやっているという空気が作られている。問題は終わっていないし、それは生存権に関わる問題なのです」と発言されました。

『2016年度 広域避難状況報告』の刊行

震災支援ネットワーク埼玉 (SSN)

3/5自主上映会でも焦点となった避難者の孤立とストレス度の急増について、福彩支援実行委にも参加している震災支援ネットワーク埼玉 (SSN) が、福島第一原発周辺の5つの自治体の協力のもと、2016年度の避難者状況調査(第5回目)を行い、その結果を報告書にまとめました。

SSNは、帰還する方、移住する方、避難生活を続ける方のそれぞれの選択を尊重し、首都圏の避難者の生活再建に共に取り組んでいます。

『2016年度 広域避難状況報告』は、福彩支援のウェブサイト (<http://fukusaishien.com/>) からPDF版をダウンロードできます。

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です** (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email orお電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援) ▶ **ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>**

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582